

宮城県産業廃棄物処理業イメージアップ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、産業廃棄物処理業のイメージアップ及び地域との共生を推進するため、産業廃棄物処理事業者が加入する業界団体・組合・協会等が行う事業の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る事業区分、補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。

2 補助金の額は、別表1の3の欄に掲げる経費を合計した額に、同表5の欄に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、同表6の欄に掲げる額を上限とする。

3 補助事業等は、交付申請を行う日が属する年度と同一年度内に完了するものに限る。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条1項の規定に基づき、補助事業等の着手前に補助金交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書は様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める。

3 規則第3条第2項に基づくほか、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業スケジュール
- (4) 団体に加入している事業者のリスト
- (5) 補助事業に要する経費及び実施内容が分かる書類（別表2（1）に掲げるもの）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定に基づき、補助金の交付決定に当たり、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ様式第2号により申請を行い、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 補助事業経費総額の増額

- ロ 補助事業経費総額の 30%を超える減額
- ハ 補助事業を構成する各事業区分の廃止
- ニ 補助事業を構成する各事業区分間のいずれか低い額の 30%を超える流用に伴う増減
- ホ その他知事が必要と認める重大な変更

(2) 補助事業を廃止する場合には、様式第 3 号により申請を行い、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管すること。

(実績報告)

第 5 条 補助対象者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の補助事業等実績報告書は様式第 4 号によるものとし、その提出期限は補助事業の完了若しくは廃止承認の日から 30 日以内又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までとする。

3 規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 補助事業に要した経費の支払額及び実施内容・補助事業の成果を広報 (HP・SNS 等) したことが分かる書類 (別表 2 (2) に掲げるもの)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第 6 条 補助金は、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(取得財産等の管理及び処分)

第 7 条 補助対象者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産 (以下「取得財産等」という。) を善良なる管理者の注意をもって管理し、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的外の使用、譲渡、交換、貸付け又は担保として提供 (以下「処分等」という。) してはならない。

2 規則第 21 条に規定する知事が定める期間は、取得財産等に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。) に定める耐用年数の期間とする。

3 規則第 21 条第 2 号に規定する機械及び重要な器具で、知事が定めるものとは、1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が 5 万円以上の取得財産等とする。

4 規則第 21 条第 3 号に規定する知事が特に必要と認めるものとは、1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が 5 万円以上の取得財産等とする。

- 5 補助対象者は、取得財産等に係る処分等について知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 6 知事は、前項の承認をした場合において、当該承認に係る処分等により、補助対象者に収入があったと認めるときは、当該補助対象者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の提出）

第8条 提出する書類の部数は1部とし、宮城県環境生活部廃棄物対策課に提出するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。